

平成 20 年 11 月 26 日

各 位

会社名 住友信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 常 陰 均
コード番号 8403 (東証第一部・大証第一部)
問合せ先 管理部長 西村 正
(TEL . 03 - 3286 - 8187)

優先出資証券発行に係る海外特別目的子会社の設立について

当社は、本日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社 100%出資子会社 STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited を設立することを決定しましたので、お知らせいたします。

今回発行する優先出資証券の概要は下記のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。また、本優先出資証券は、自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

記

発行体	STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する、当社が議決権を 100% 保有する海外特別目的子会社)
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)
発行総額	未定
配当率	未定
資金使途	発行代り金は、当社の資本増強に全額充当されます
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位
発行形態	国内私募 (大和証券エスエムピーシー株式会社が本優先出資証券を発行価額にて全額買取引受し、適格機関投資家等に対して投資勧誘を行います)

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許可の効力発生を前提としています。

以 上

ご注意：この文書は、住友信託銀行株式会社の優先出資証券発行に係る海外特別目的子会社の設立に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。